

# 平成 30 年度鹿屋市地域包括ケアシステム構築方針

平成 29 年 4 月 1 日策定

平成 30 年 4 月 1 日改訂

鹿屋市保健福祉部 高齢福祉課

## 目次

はじめに .....	1
第 1 章 本市における地域包括ケアシステムについて .....	2
1. 地域包括ケアシステムの構築に関する基本方針 .....	2
2. 平成 30 年度に重点的に行うべき業務の方針 .....	4
第 2 章 地域包括支援センター事業の実施方針 .....	6
1. 鹿屋市地域包括支援センターの概要 .....	6
2. 鹿屋市地域包括支援センターの運営方針 .....	7
3. 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築 .....	10
4. 地域ケア会議の開催 .....	10
第 3 章 包括的支援事業等の実施方針 .....	14
1. 総合相談支援業務 .....	14
2. 権利擁護業務 .....	16
3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 .....	18
4. 介護予防ケアマネジメント事業 .....	20
5. 在宅医療・介護連携推進事業 .....	21
6. 認知症施策推進事業 .....	22
第 4 章 指定介護予防支援事業の実施方針 .....	25
第 5 章 生活支援体制整備事業の実施方針 .....	27
別記「鹿屋市地域包括支援センター評価表（案）」 .....	30
参考 1 「鹿屋市地域包括支援センター業務委託仕様書（案）」 .....	32
1. 委託業務名 .....	32
2. 業務委託期間 .....	32
3. 履行場所 .....	32
4. 業務の目的、準拠法令、業務の基準、業務の内容等 .....	32
5. 受託者の責務 .....	32
6. 鹿屋市の事業への協力 .....	36
参考 2 「生活支援体制整備事業委託仕様書（案）」 .....	39

## はじめに

鹿屋市高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画（以下「第7期計画」という。）は、地域包括ケアシステムの構築と深化に向けて、第6期における在宅医療・介護連携等の取組をさらに推進することとし、平成30年度から32年度を計画期間として策定されました。

この「鹿屋市地域包括ケアシステム構築方針（以下「本方針」という。）」は、第7期計画、「地域包括支援センターの設置運営について（平成28年1月19日厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知。以下「設置運営通知」という。）」、地域包括ケアシステムの進捗状況や課題等を踏まえ、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の47第1項の規定による包括的支援事業の実施に係る方針として年度毎に策定するものです。

## 第1章 本市における地域包括ケアシステムについて

### 1. 地域包括ケアシステムの構築に関する基本方針

#### (1) 背景

- ア. 地域包括ケアシステムは、高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制です。
- イ. 第7期計画においては、障がい者や引きこもりなど様々な支援を要する人に対する包括的な支援体制づくりを念頭に、地域包括ケアシステムの構築と深化を図ることを目指し、在宅医療・介護連携など第6期計画の取組を一層充実することとしています。
- ウ. 引き続き、鹿屋市医師会、社会福祉協議会等の関係機関との連携を図り、2025年までの各計画期間を通じて、地域包括ケアシステムの段階的な構築に努めます。
- エ. なお、第7期計画においては、持続可能な介護保険事業の確立を目指し、介護予防・重度化防止や日常生活支援、介護給付費適正化等の自立支援等施策の取組を本格化することとし、各事業の取組み目標を定めています。
- オ. 平成30年度はその初年度となる重要な年であることから、関係者において第7期計画の趣旨を共有し、その達成に向けて協力した取組を行います。

#### (2) 地域包括支援センター事業の実施

- ア. 法第115条の46第1項による地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、包括的支援事業を一体的に行い、地域包括ケアシステムの中核機関としての役割を担います。本市は、包括的支援事業のうち生活支援体制整備事業を除く事業を、法第115条の47第1項の規定等により鹿屋市医師会に委託して実施します。
- イ. 包括的支援事業を委託することができるものは、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の53により、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人とされています。
- ウ. 在宅医療・介護連携や認知症施策が課題となるなか、鹿屋市医師会は、これまで医療機関を代表して関係機関と連携し、大隅広域夜間急病センターの設置運営に指導的役割を担うなど地域における医療システムを構築してきた実績があり、本市の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築に効果的な取組みが期待されます。
- エ. 本市のセンターは、日常生活圏域毎にサブセンターを設置する一体型のものとして、鹿屋市医師会が、法第115条の46第3項により市長に届け出て設置します。
- オ. 本市も、高齢福祉課に総合相談員と給付適正化推進員を配置し、センターと連携し、身近な相談窓口としての一端を担います。

### (3) 生活支援体制整備事業の実施

- ア. 地域包括ケアシステムの構築には、地域の高齢者や任意団体等による多様な支え合いの充実が欠かせません。
- イ. 包括的支援事業の一環であり、地域の多様な支え合いづくりにおいて中心的な役割を果たす生活支援コーディネーターを配置する生活支援体制整備事業（法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号）については、法第 115 条の 47 第 1 項の規定等により、鹿屋市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）に委託して行います。
- ウ. 社会福祉協議会は、高齢者が自主的に集い、生きがいつくりや交流等を行うサロン活動の普及のほか、地域の社会福祉法人等と協力して実施したドライブサロン等の実績を活かし、高齢者を支える多様な地域資源を発掘開発し、支援を要する高齢者とマッチングすることにより、地域包括ケアシステムを充実する役割が期待されます。

### (4) 地域ケア会議の運営

- ア. 鹿屋市における地域ケア会議（法第 115 条の 48）は、鹿屋市地域ケア会議実施要綱により、地域ケア個別会議、地域ケアふれあい会議、地域ケア推進会議とします。
- イ. 地域ケア会議は、地域包括ケアシステムの根幹をなすツールであり、ひとり一人の高齢者や家族の悩みや苦しみを解決することを通じて、地域包括ケアシステムを実践的に構築するという観点から、積極的に活用します。
- ウ. 地域ケア個別会議は、総合相談等により寄せられた高齢者や家族の個別課題を、多職種協働の地域包括支援ネットワークを活用して解決するものであり、案件に応じて本市、センター、生活支援コーディネーターがそれぞれ主催します。
- エ. 地域ケアふれあい会議は、総合相談案件を日常生活圏域毎に点検することによりモニタリングし、地域の特徴や課題を把握して地域ケア推進会議に報告するものです。本市が主催し、当面は一月に 1 回を目途に、本市及びセンターの地区担当者、サブセンター相談員、生活支援コーディネーター等を構成員として開催します。
- オ. 地域ケア推進会議は、地域ケアふれあい会議を経て報告された地域課題等を踏まえ、その解決に向けた政策的な提言を行うものです。本市が主催するとともに、当面は鹿屋市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）、第一層協議体と兼ねて開催することとし、提言の政策反映に努めます。

### (5) 関係機関との連携

センター、生活支援コーディネーターの適切な連携並びに関係機関（市、医師会、社会福祉協議会）の適切な連携のため、必要に応じて適宜に管理者レベルの調整を行うとともに、併せて、関係機関の連絡調整を行う会議を開催します。

## (6) 公正・中立性の確保

- ア. センター事業の実施に当たっては、公正・中立性を確保し、その円滑かつ適正な運営を図ることとし、関係法令を遵守します。
- イ. 正当な理由なく特定の事業者・団体・個人を有利に扱うことがないよう十分な配慮を行います。高齢者等にサービス提供事業者等を紹介するときは、中立・公正な立場から偏りがないう留意し、地域福祉の中核機関としての役割を果たします。

## (7) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

- ア. 本市、鹿屋市医師会、社会福祉協議会のほか、介護保険サービス事業者、医療機関、民間企業、シルバー人材センター、民生委員、NPO、ボランティア、高齢者クラブ、行政機関等の様々な地域資源と連携する多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築、充実に取り組みます。
- イ. 関係者が地域資源の情報を共有できるよう、それぞれの立場で、地域資源の「見える化」に取り組み、サービス提供機関や専門相談機関等の地域資源を記載した地域資源リストやマップを作成更新し公表します。

## (8) 介護支援専門員に対する支援・指導の実施

- ア. 介護支援専門員は、地域包括ケアシステムの構築と介護保険サービス給付の適正化において、中心的な役割を担います。
- イ. 本市は、給付適正化推進員を給付管理係に配置して介護支援専門員に対する相談窓口とし、資質向上のための介護支援専門員研修会を年2回（6・11月）開催します。また、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を担うセンター、生活支援体制整備事業を担う社会福祉協議会と協力して困難事例の支援に努めます。
- ウ. ケアマネジメントの支援においては、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようすることを念頭に、いわゆる介護の囲い込みにならないよう高齢者の意思を尊重し、介護サービスの適切な利用、家族の協力や地域資源を活用した包括的なケアを目指し、高齢者が自分らしい生活を人生の最後まで続けることができるよう努めます。
- エ. このため、本市の課題を踏まえ、介護支援専門員として留意されたい事項、実地指導やケアプラン点検による本市の指導方針等を「鹿屋市ケアマネジャー業務ガイドライン（仮称）」として別に整理し周知を図るとともに、保健師等の専門職による指導助言に努めます。

## 2. 平成30年度に重点的に行うべき業務の方針

### (1) 適切な支援につなげるための窓口連携の充実

- ア. 総合相談におけるセンター、サブセンター、高齢福祉課等の窓口の連携強化に努め、総合相談支援事業がワンストップで適切に行われるよう努めます。

イ. 高齢者の支援にあたっては、介護保険サービスに依存しない多様な地域資源の活用に努めます。また、地域ケアふれあい会議による相談案件の進行管理を徹底することにより、介護認定率の抑制と介護サービス利用率の向上に努めます。

## **(2) 介護予防の充実**

ア. センターは、介護予防ケアマネジメントの充実により総合事業の利用促進に取り組むほか、介護予防サービス計画等の作成にあたってはチームアプローチによる取組を充実し、新規の要支援者については、必要に応じて本市担当者を交えた作成を行います。

イ. 本市は、本年度から内容を充実する一般介護予防支援事業の利用促進に努めるとともに、生活支援コーディネーター等と連携した運動サロンの育成に取り組めます。

## **(3) 生活支援体制整備事業の充実**

生活支援コーディネーターの業務環境の改善に努めるとともに、活動目標に基づく取組を促し実績確保に努めます。

## **(4) 地域ケア個別会議の充実**

ア. 在宅医療・介護連携推進について、大隅地域における退院支援ルールが定められその着実な運用が求められています。また、認知症については、相談件数の増加や市民の関心の高まりにより対応の充実が求められていることから、これらの課題に対する取組を充実するとともに、地域ケア個別会議の活用に努めます。

イ. 本市は、自立支援や重度化防止、給付適正化の視点からの地域ケア個別会議の活用に取り組めます。

## 第2章 地域包括支援センター事業の実施方針

### 1. 鹿屋市地域包括支援センターの概要

#### (1) 設置目的

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置します。(法第115条の46第1項)

#### (2) 設置者及び体制

名称	設置個所・所在地		担当圏域	設置者・協力法人
鹿屋市地域包括支援センター	吾平町麓 51-1 (鹿屋市地域包括支援センター内)		鹿屋市全域	鹿屋市医師会
サブセンター	輝北	みどりの園 輝北町市成 1177	輝北中学校区	社会福祉法人紘徳会
	串良	以和貴苑 串良町下小原 3103-2	串良地区	社会福祉法人以和貴会
	寿2丁目	朋愛園 寿 2-2-1	鹿屋東中学校区	社会福祉法人朋愛会
	寿8丁目	ヴィラかのや 寿 8-21-2	鹿屋東中学校区	社会医療法人恒心会
	下祓川	鹿屋長寿園 下祓川町 1800	鹿屋・高隈中学校区	社会福祉法人恵仁会
	大浦	悠々 大浦町 14028-6	第一鹿屋中学校区	社会福祉法人福泉会
	吾平	陵幸園 吾平町麓 3811-2	吾平中学校区	社会福祉法人陵幸会
	花岡	花岡の里 花岡町 3979-1	花岡中学校区	社会福祉法人鹿屋恵友会
	大始良	慈恵園 大始良町 226	田崎・大始良・旧高須中学校区	社会福祉法人永生会

#### (3) 開庁日時

区分	適用	センター	サブセンター
窓口	月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分。 ただし、次に掲げる日は除く。 a. 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 b. 12月29日～翌年1月3日	○	○
電話	電話による休日夜間24時間対応	○	

#### (4) センターの業務

ア. 本市は、法第115条の47第2項の規定、鹿屋市地域包括支援センター事業実施要綱、鹿屋市地域包括支援センター業務委託仕様書により、生活支援体制整備事業を除く包括的支援事業を一括して医師会に委託します。

- イ. またセンターは、法第 115 条の 22 の規定に基づき、センター設置者の申請により指定された指定介護予防支援事業者としての業務を担います。
- ウ. 地域ケア会議は、包括的支援事業を実施する上で重要かつ不可欠な手段であり、一体のものであることから、その開催に要する経費として業務を委託します。

委託業務	法の規定
包括的支援事業	第 115 条の 45 第 1 項第 1 号二 (第 1 号介護予防支援事業)
	第 115 条の 45 第 2 項第 1 号 (総合相談支援業務)
	第 115 条の 45 第 2 項第 2 号 (権利擁護業務)
	第 115 条の 45 第 2 項第 3 号 (包括的・継続的ケアマネジメント支援業務)
	第 115 条の 45 第 2 項第 4 号 (在宅医療・介護連携推進事業)
	第 115 条の 45 第 2 項第 6 号 (認知症総合支援事業)
地域ケア会議推進業務	第 115 条の 48 (会議の設置及び運営に係る業務)
指定介護予防支援事業所としての事業	第 27 条 (要介護認定の申請に係る業務)
	第 32 条 (要支援認定の申請に係る業務)
	第 115 条の 22 (指定介護予防支援事業)

- エ. なお、指定居宅介護予防支援と第 1 号介護予防支援事業 (居宅要支援被保険者に係るものを除く) は、制度としては包括的支援事業とは別のものですが、その実施に当たっては、共通の考え方にに基づき、一体的に行われるものとされています。

## (5) 関係例規

- ア. 鹿屋市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例 (平成 26 年 12 月 18 日条例第 32 号)
- イ. 鹿屋市地域包括支援センター事業実施要綱 (平成 19 年 3 月 31 日告示第 52 号)
- ウ. 地域支援事業実施要綱 (H18.6.9 老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知)
- エ. 地域包括支援センター業務マニュアル (一般財団法人長寿社会開発センター)

## 2. 鹿屋市地域包括支援センターの運営方針

### (1) 職員体制の確保

- ア. 本市における高齢者数、要介護・要支援者の増加等の状況、相談件数、困難事例、休日・夜間の対応状況等を総合的に勘案し、必要な職員数を確保します。また、プロパー職員の確保に努め、安定的・継続的な職員の確保に努めます。
- イ. 全ての事業がチームアプローチにより実施され、適切な進行管理を行うことができるよう担当者を定め、年間の事業計画、業務の進捗状況等の情報を共有し、センター全体として対応が図られるよう体制を整備します。
- ウ. 全ての職員が第 7 期計画及び方針を理解し、資質向上が図られるよう必要な研修を内部で行うとともに、本市が指定する職員研修のほか、外部研修に職員を参加させるな



ど、職員の育成に努めます。また、新たに権利擁護業務に従事する職員は、鹿児島県が開催する「養護者による高齢虐待対応現認者標準研修」を受講します。

- エ. センター業務を適切に実施するために、次の場合を除き、センターの職員はセンター以外の業務との兼務は認められず、センターの業務に専従することとされています。
- a. 専門職員を複数配置し、適切な事務遂行を確保できると判断できる場合
  - b. 指定介護予防支援事業者としての業務を兼務する場合で、センターの職員と指定介護予防支援事業所の職員が、専門職種や配置基準等の要件を満たしている場合
  - c. 利用者の給付管理に係る業務等の事務的な業務に従事する者の場合
  - d. 指定介護予防支援事業所の管理者が、指定介護予防支援の業務及びセンターの業務に従事する場合

## (2) 点検・評価

- ア. 地域包括ケアシステムの構築には、地域の住民にとってワンストップの相談窓口機能を果たすセンターの運営が安定的・継続的に行われていくことが重要であることから、法第 115 条の 46 第 4 項の規定によりセンター自らがその取組に対する評価（一次評価）を行います。
- イ. 本市は、法第 115 条の 46 第 9 項の規定により、センターの運営や活動に対する評価（二次評価）を行い、運営協議会の協議を踏まえて結果を公表します。
- ウ. 評価の方法は、別記「鹿屋市地域包括支援センター評価表」の評価項目について、本方針を踏まえた効果的かつ効率的な運営がなされているか、その達成度を定性的又は定量的に 3 段階で評価します。
- エ. 評価の実施時期は 3 月とし、対象期間は当該年度の 4 月から翌年 2 月までとします。

## (3) 情報の公表

- ア. センターは、地域で生活する高齢者やその家族等の身近な相談機関として、その業務内容や運営状況等を幅広く周知することにより、円滑な利用やその取組に対する市民の理解が促進されることから、法第 115 条の 46 第 10 項及び施行規則第 140 条の 66 の 3 の規定により、センターの名称及び所在地、法人名、営業日及び営業時間、担当区域、職員体制、事業の内容、活動実績を公表します。
- イ. また、厚生労働省が運用する介護サービス情報公表システムも活用しながら、センターの特色等、積極的に情報を地域住民等に向けて公表するよう努めます。

## (4) 適切なマネジメントの実施

- ア. センターの職員は、センターにおける各業務を適切に実施するため、組織マネジメントを通じて、三職種をはじめとするセンターの職員全員が、地域の課題に対する共通認識を持ち、目的を共有化し、連携及び協力して業務を実施します。

イ.本市は、包括的支援事業を委託し、指定介護予防支援事業を指定する立場から、センター業務の適切な監督、指導、協力を行います。

### (5) 運営協議会の適切な開催

ア.センターは、施行規則第 140 条の 66 第 2 号ロの規定により、本市が設置する運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保することとされています。

イ.本市は、運営協議会の趣旨を踏まえ、その適切な開催に努めます。

名称	鹿屋市地域包括支援センター運営協議会
関係例規	鹿屋市地域包括支援センター運営協議会設置要綱(平成 18 年 3 月 31 日告示第 150 号)
組織	a. 第 3 条に基づき市長が委嘱する。 b. 第 6 号のその他市長が適当と認める者は、介護保険以外の地域の社会的資源や地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者から選考する。
所掌事務	a. センターの設置等に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 担当する圏域の設定</li> <li>• 設置、変更及び廃止</li> <li>• 業務の委託先法人の選定又は変更</li> <li>• 委託先法人の総合事業及び予防給付に係る事業の実施</li> <li>• 第 1 号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の業務の一部を委託する場合の指定居宅介護支援事業所の選定</li> <li>• その他運営協議会がセンターの公平・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項</li> </ul> b. センターの業務方針に関する事項（本方針） c. センターの運営の評価に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 当該年度の事業計画書及び収支予算書</li> <li>• 前年度の事業報告書及び収支決算書</li> <li>• その他運営協議会が必要と認める書類</li> <li>• 市町村の点検・評価の方針に基づく評価</li> </ul> d. センターの職員の確保に関する事項 e. その他地域包括ケアシステムに関する事項（地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、地域の社会的資源の開発その他の地域包括ケアシステムに関する事項であって、運営協議会が必要と判断した事項）
開催月	5 月・10 月・2 月

ウ.センターの設置・変更・廃止等に関する決定は、市町村が行うものであり、運営協議会は市町村の適切な意思決定に関与するものです。このため、利用者や被保険者の意見を反映させることができるよう、構成員を選定することが求められています。

エ.運営協議会の目的は、センターにおける各業務の評価等を行うことで、センターの適切、公正かつ中立な運営の確保を目指すことです。このため、センターは、年度毎の評価結果を踏まえた次年度の事業計画を策定して提出するなど、P D C A サイクルを確立させることが求められています。

### 3. 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

#### (1) 概要と現状

- ア. 包括的支援事業を効果的に実施するためには、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境を整備することが重要です。
- イ. センターの設置者は、法第 115 条の 46 第 7 項の規定により、介護保険サービス事業者、医療機関、民生委員、被保険者の地域における自立した日常生活の支援又は要介護状態等となることの予防若しくは要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための事業を行う者その他の関係者との連携に努めなければならないとされ、こうした連携体制を支える共通の基盤として「多職種協働による地域包括支援ネットワーク」を構築することが必要です。
- ウ. その構築に当たっては、①センター単位のネットワーク、②市町村単位のネットワーク、③市町村の圏域を超えたネットワークなど、地域の特性に応じたネットワークを構築することにより、地域の関係者との相互のつながりを築き、日常的に連携が図られるよう留意する必要があるとされています。
- エ. 本市においては、それぞれの立場においてネットワークの構築に努めているところですが、特に在宅医療・介護連携のための医療機関、日常生活支援のための地域との連携において一層の強化を図り、地域資源情報を共有することが求められています。

#### (2) 業務内容

- ア. 日常的な活動を通じて、地域の関係者との相互のつながりを築きます。特に、入退院支援に係る医療機関、日常生活支援の窓口となる民生委員や町内会長、生活支援コーディネーターとの連携に意識的に取り組み、各種会合の参加や面接に努めます。
- イ. 多職種協働による地域包括支援ネットワークは、高齢者個人に対する支援の充実を図り、それを支える社会基盤の整備を同時に進めていく地域ケア会議において活用されるものであることから、地域ケア会議を十分に活用します。
- ウ. 地域資源情報を共有するため、地域資源リストやマップの作成更新、公表を行います。

### 4. 地域ケア会議の開催

#### (1) 概要と現状

- ア. 市町村は、法第 115 条の 48 第 1 項の規定により、包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体等の関係者により構成される地域ケア会議の設置に努めなければならないとされています。
- イ. 地域ケア会議は、地域の多様な関係者が適宜協働し、介護支援専門員のケアマネジメ

ント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくことを目的とするものであり、「多職種協働による地域包括支援ネットワーク」と併せて、地域包括ケアシステムの根幹をなすものです。

- ウ. また、設置運営通知により、介護支援専門員の資質向上のため、市町村内の全ての介護支援専門員が年に1回は地域ケア会議での支援が受けられるようにするなど、その効果的な実施に努めるよう求められています。
- エ. さらに、法第115条の48第2項の規定により、個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや施策の形成に着実に結びつけていくことで、市町村が取り組む地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進につなげることとされています。
- オ. 本市の地域ケア会議は、地域ケア個別会議の開催件数が増加するなど、一定の定着が進みつつありますが、困難案件の対応が中心であり、自立支援や重度化防止、ケアプランの適正化に資する活用は十分ではありません。地域ケアふれあい会議の開催も不十分で、以下の目的、機能等を踏まえ、一層の活用に取り組むことが必要です。

目的	個別ケースの支援内容の検討を通じた、 a. 高齢者の自立支援に資する介護支援専門員のケアマネジメントの支援 b. 高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築 c. 個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握 d. 地域づくりや地域資源の開発、施策の形成など、地域の実情に応じた事項の検討	
機能	個別課題の解決	多職種が協働して個別ケースの支援内容を検討することによって、高齢者の課題解決を支援するとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める機能
	地域包括支援ネットワークの構築	高齢者の実態把握や課題解決を図るため、地域の関係機関等の相互の連携を高め地域包括支援ネットワークを構築する機能
	地域課題の発見	個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を浮き彫りにする機能
	地域づくり・資源開発	インフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど、地域で必要な資源を開発する機能
	施策の形成	地域に必要な取組を明らかにし、施策を立案・提言していく機能

## (2) 留意事項

### ① 関係者等の参加

- ア. 法第115条の48第3項及び第4項は、必要に応じて関係者等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができること、関係者等はこれに協力するよう努めなければならないことを定めており、指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準第13条第27号においても、地域ケア会議への必要な協力について規定されています。
- イ. この趣旨は、地域ケア会議の構成員間で本人の同意なく必要な情報を共有できることを制度上可能とすることで、円滑に必要な支援につなげていくことを目的とする

ものですが、実際の運用に当たっては、同意を得ることが困難であり、高齢者の日常生活を支援するために特に必要がある場合を除き、本人の意思を尊重し、事前に本人の同意を得るよう努めるものです。

## ② 関係者等の守秘義務

ア. 地域ケア会議に参加する者又は参加していた者は、法第 115 条の 48 第 5 項及び第 205 条 2 項の規定により、正当な理由がなく、地域ケア会議において知り得た秘密を漏らしてはならないこととされ、これに違反した場合の罰則規定（1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金）が設けられています。

イ. 関係者等には、このような情報共有の仕組みと守秘義務の取扱いについて事前及び会議冒頭に周知するとともに、会議終了後は、資料を回収する等の措置を行います。

## ③ 個別ケースの検討

ア. 地域ケア会議は、個人で解決できない課題等を、必ずしも直接のサービス提供に関わっていない第三者を含めた多職種で解決し、そのノウハウの蓄積や具体的な地域課題の共有によって、地域づくり・資源開発、施策の形成等につなげ、さらにそれらの取組が個人の支援を充実させていくという一連のつながりで実施することから、特に始点となる個別ケースの支援内容の検討は極めて重要です。

イ. 個別ケースの検討に当たっては、支援が必要な高齢者本人の課題認識や意向等を参加者全員で共有しながら、課題への対応をともに検討していくことが必要であるため、本人や家族が地域ケア会議に参加するよう努めます。

## ④ 関係機関との連携

ア. センターは、医療・介護等の多職種や地域の支援者との協働体制を充実していくため、在宅医療・介護連携推進事業や生活支援体制整備事業等を推進する市町村の取組及び関係者と緊密な連携を図るよう、設置運営通知により求められています。

イ. 在宅医療・介護連携推進事業について、地域の医療・介護関係者等からの相談窓口を設置し、市とセンターが連携、協力して対応を行うよう努めます。

## ⑤ 効果的な実施に向けた本市の役割

ア. 地域ケア会議の開催に当たっては、市町村が地域ケア会議の目的や管内で統一することが望ましいルールや実施方法をセンターと共有しながら、個別ケースの検討から地域課題を検討する地域ケア会議の全体的な流れ及び枠組みを構築するよう設置運営通知により求められています。

イ. その際、センターが抽出した地域課題を適切に集約し、その活用方法等も併せて提示することで、センターにおける主体的な取組につながるとされており、設置運営通知の趣旨を踏まえた運営に努めます。

ウ. また、要援護者の支援に必要な個人情報、個人情報の保護の観点にも十分留意しつつ、支援関係者間で共有する仕組みや運用について、センターと連携して構築することが望ましいとされており、地域包括支援センター支援システムの構築及び適

切な運営に取り組みます。

### (3) 業務内容

#### ① 委員の委嘱

- ア. 地域ケア個別会議及び地域ケアふれあい会議の委員は、主催者が、開催通知書により委嘱します。委員の報酬は、リハビリ指導等の専門職を除き無償とします。
- イ. 地域ケア推進会議の委員は、主催者が、センター及び社会福祉協議会の意見を踏まえて選考し、委嘱状により委嘱します。委員の報酬は有償とします。

#### ② 地域ケア個別会議の開催

- ア. 会議の開催にあたっては、主催者が、開催日時、開催場所、参加予定者、議題及び会次第を掲載した開催通知書をあらかじめ送付します。
- イ. 会議の議長は主催者が行います。出席者の自己紹介、守秘義務の確認を行った上で、アセスメント結果の報告、主訴の確認、質疑、対応の整理を行います。
- ウ. 会議を終えるときは、方針等の決定事項の確認を行い、配布資料を回収します。会議録は後日作成し、センター及び行政の参加者で共有します。また、主催者は案件の進行管理を行い、必要により地域ケア個別会議での報告、再協議を行います。

#### ③ 地域ケアふれあい会議の開催

- ア. 地域ケアふれあい会議は、地域包括支援センターが受けた全ての相談案件の進行管理を行うことにより行い、日常生活圏域毎に毎月開催します。委員は、当面の間、地域包括ケア推進室及びセンターの地区担当者、サブセンターの相談員及び生活支援コーディネーター、その他主催者が必要と認めた者とします。
- イ. 開催手続きは地域ケア個別会議に準じます。議長は、全ての案件を進行管理し、必要により地域ケア個別会議等での再調整、地域ケア推進会議への報告を指示します。

### (4) 関係例規

- ア. 鹿屋市地域ケア会議実施要綱（平成 28 年 3 月 31 日告示第 77 号）
- イ. 指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）

### 第3章 包括的支援事業等の実施方針

#### 1. 総合相談支援業務

##### (1) 概要と現状

- ア. 総合相談支援業務は、法第115条の45第2項第1号に基づき、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うものです。認知症や権利擁護等の専門的・継続的な支援へつながり、地域包括ケアシステム構築の始点となります。
- イ. 業務の内容としては、初期段階での相談対応及び専門的・継続的な相談支援、その実施に当たって必要となるネットワークの構築、地域の高齢者の状況の把握があります。
- ウ. 本市の要介護認定率は21.2%で、全国と比較して高い一方、介護サービスの利用率は82%余りに留まっています。利用率は改善しつつあるものの全国より低く、支援を要する高齢者に適切なサービスが十分に行き届いていないことが見込まれます。

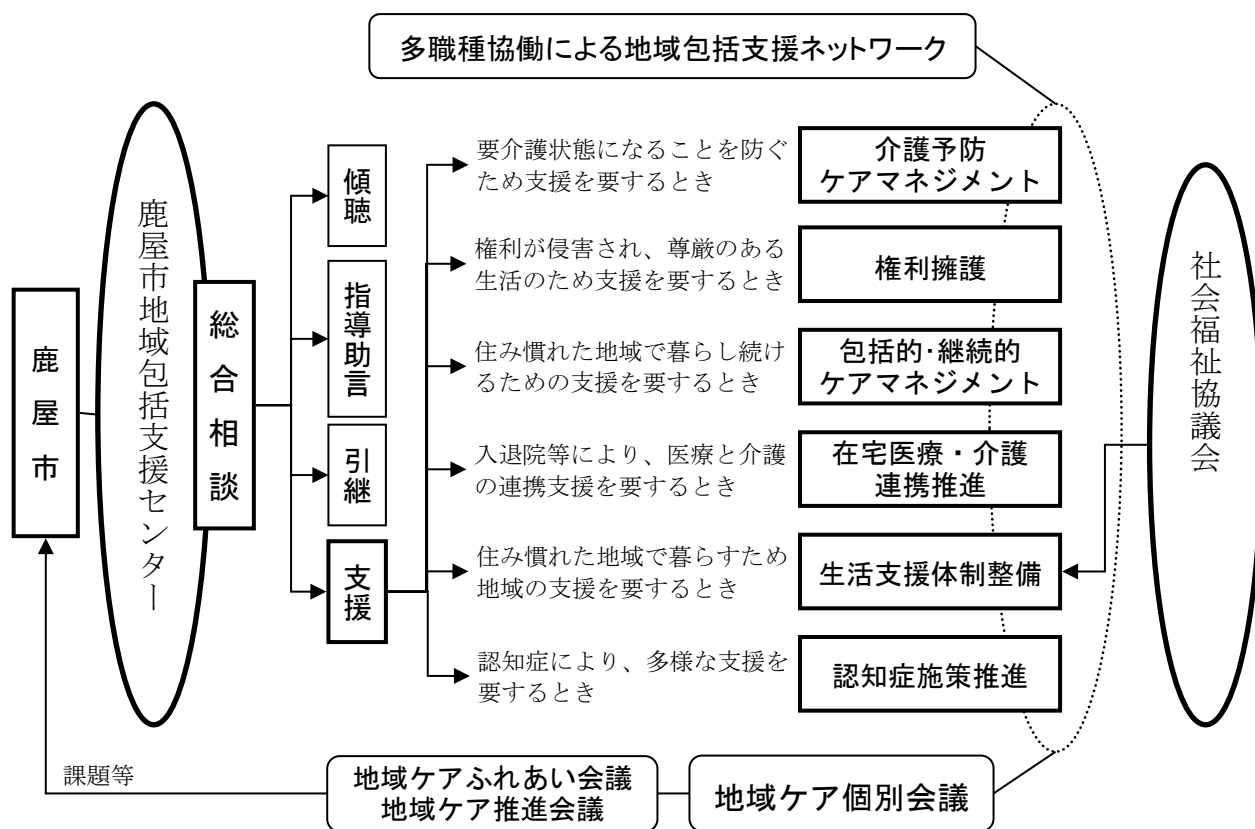
##### (2) 留意事項

- ア. 地域包括ケアシステムによる支援の一環として、また、センターの中心的な機能として、総合的な相談を受け付け、高齢者がどのような支援が必要かを把握し、適切なサービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うとともに、必要に応じて継続的にフォローを行います。
- イ. 懇切丁寧な対応を目指し、ワンストップでの対応に努めます。各窓口の連携に努め、サブセンター、高齢福祉課等から本所への引継案件は本所で完結させます。また、相談者の相談に留まらない本来の主訴を把握し、根本的な問題の解決に努めます。
- ウ. 相談経過は適切に記録し、困難事例はケースカンファレンスを開催する等、関係機関と連携し支援の方向性を検討します。
- エ. 支援を要する全ての高齢者に必要な支援が行われるよう努め、要介護認定率の低下と介護サービスの利用率の向上を目指します。
- オ. センター本所において、全ての相談案件の進行管理に努めます。
- カ. 専門的・継続的な支援が必要なときは、地域ケア個別会議を活用する等により、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、在宅医療・介護連携、生活支援体制整備、認知症施策等の各支援につなげます。

##### (3) 業務内容

- ア. 高齢者本人やその家族、民生委員や町内会長等の地域住民、介護保険サービス事業者又は介護支援専門員、サブセンター又は高齢福祉課等の行政機関等から、電話又は来所等による様々な相談を受け付けます。

- イ. 総合相談は、来客者の想いを拝聴し共感すること等により負担を軽減する「傾聴」、来客者の具体的な質問に回答することにより相談の目的を達成する「指導助言」、必要な関係機関を紹介し又は取り次ぐことにより相談の目的を達成する「引継」、専門的・継続的な「支援」など、主訴を踏まえた適切な対応を行います。
- ウ. 高齢者に限らず、介護する者や高齢者以外の相談に対しても、精神的な負担や身体的な負担の軽減のための助言や関係機関への引継ぎ等の支援を行うよう配慮します。
- エ. センターとしての支援が必要なときは、ケース会議を開催する等、チームアプローチによる支援を行い、本来の主訴の終結まで適切な進行管理を行います。
- オ. また、専門的・継続的な関与が必要なときは、当事者への訪問、当事者に関わる様々な関係者からの詳細な情報収集を行い、当事者に関する課題を明確する適切なアセスメントを行います。必要により地域ケア個別会議を開催して個別の支援計画を策定し、適切なサービスや制度につなぐとともに、当事者や当該関係機関から定期的に情報を収集し、期待された効果の有無を確認します。
- カ. なお、次図に掲げる専門的事項に該当するときは、各事業の定めによります。
- キ. この他、日常的に地域においてセンターの役割等を周知し、総合相談支援業務等に係る啓発活動を行います。





## 2. 権利擁護業務

### (1) 概要と現状

- ア. 権利擁護業務は、法第 115 条の 45 第 2 項第 2 号の規定に基づき、地域の住民や民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うものです。
- イ. 業務の内容としては、成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度の活用により、高齢者の生活の維持を図るものです。
- ウ. 本市は、同居の子による虐待（いわゆる「8050 問題」）や高齢者のみ世帯での認知症に関する相談が多く、地域と連携した支援や広報を充実する必要があります。

### (2) 留意事項

- ア. 実態把握や総合相談により、権利擁護の観点から支援が必要と認められる高齢者に対して、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行います。
- イ. 虐待については、虐待コア会議や成年後見制度など、権利擁護を目的とするサービスや仕組みを有効活用し、適切なサービスや機関による支援を提供することで、高齢者の尊厳のある生活の維持を図ります。また、子による虐待に対しては、子の自立の支援を併せて図ることとし、鹿屋市健康増進課の保健師、福祉政策課の自立相談支援員、生活保護就労支援員と連携し、円滑な引継ぎに努めます。
- ウ. 高齢者のみ世帯における認知症に対しては、認知症初期支援集中チームへの引継ぎ等による専門医の治療に結びつけ、成年後見制度の利用促進を図ります。また、エンディングノート等を活用した緊急時における意思表示を促すなど、啓発に努めます。

### (3) 業務内容

#### ① 成年後見制度の活用と普及

- ア. 高齢者の判断能力や生活状況等を把握した結果、成年後見制度を利用する必要があると判断したときは、高齢者の親族に対して、成年後見制度の説明や申立てに当たっての関係機関の紹介などを行います。
- イ. 申立てを行える親族がない場合、経済的被害を現に受けている又はその可能性があるなど、親族があっても申立てを行えない特段の理由があるときは、速やかに鹿屋市に報告し、市長申立てにつなげます。
- ウ. 成年後見制度を広く普及させるため、本市や社会福祉協議会権利擁護推進センターと連携し、地域住民や関係機関等への広報啓発を様々な機会を活用して行います。

## ② 虐待に対する対応

- ア. 高齢者に対する虐待は、多職種協働による地域包括支援ネットワークを活用し早期発見に努め、虐待を発見したときは、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「虐待防止法」という。）に基づき適切に対応します。
- イ. 虐待防止法律第2条第2項に規定する養護者による高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の保護又は養護者の負担軽減のため、高齢者及び養護者に対する相談、指導及び助言を行います。
- ウ. 養護者等による虐待を発見したとき、虐待に係る通報を受けたときは、以下により速やかに本市に連絡します。
  - a. 自宅等における虐待：在宅福祉係
  - b. 介護保険サービス事業者における虐待：給付管理係
- エ. 自宅等における虐待について、本市又はセンターの何れかが虐待の疑いがあると判断した場合は、速やかに本市とセンターが連携し事実確認を行います。なお、施設等における虐待についての事実確認を含む措置は、本市を主として行います。
- オ. 虐待の事実が確認された場合、本市は、虐待の有無と緊急性の判断を行うための虐待コア会議を開催します。必要な経過シート、アセスメント要約票、事実確認票、高齢者虐待リスクアセスメントシートは本市とセンターが協力して作成します。
- カ. 虐待コア会議の結果に基づき、本市とセンターは連携して、高齢者虐待対応会議記録及び支援計画書に基づく取組を行います。

## ③ 老人福祉法による措置に関する対応

- ア. 高齢者が家族等の虐待を受けているとき、認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族がいないときなど、保護の必要性があり、老人福祉法に基づく措置が必要であると判断したときは、必要な支援を行います。
- イ. 措置入所後も高齢者の状況を把握し、できる限り速やかに、成年後見制度の利用など必要なサービス等の利用を支援します。

## ④ 消費者被害の防止に関する対応

- ア. 民生委員、介護支援専門員、介護保険サービス事業者等に情報提供を行い、関係機関と連携して早期発見と防止に努めます。
- イ. 高齢者や家族、関係機関等からの相談等によって、消費者被害に関する問題が発生している又はその恐れがあると認められるときは、鹿屋市消費生活センター等の関係機関と連携を図り、必要な支援を行います。

## ⑤ 関係機関との連携

- ア. 鹿屋市高齢者虐待防止ネットワーク推進協議会、協議会における「早期発見・見守りネットワーク」、「保健医療福祉ネットワーク」、「専門機関介入ネットワーク」を活用するなどし、高齢者虐待に関する関係機関との連携に努めます。
- イ. 本市は、鹿屋市高齢者虐待防止ネットワーク推進協議会（6月）、鹿屋市消費生活

センター及び権利擁護推進センター等による権利擁護実務者会議（４月、８月、１２月）を開催し、センターを含む実務者レベルの連携を図ります。

#### （４）関係例規

- ア. 社会福祉法（昭和 26 年 3 月 29 日法律第 45 号）
- イ. 老人福祉法（昭和 38 年 7 月 11 日法律第 133 号）
- ウ. 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）
- エ. 平成 28 年度『高齢者虐待対応マニュアル（担当者用）』鹿屋市在宅福祉係

### 3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

#### （１）概要と現状

- ア. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務は、法第 115 条の 45 第 2 項第 3 号の規定により、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において多職種相互の協働等により連携するとともに、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現しようとするものであり、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行うものです。
- イ. 業務の内容としては、地域ケア会議等を通じた自立支援に資するケアマネジメントの支援、包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用、介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言を行います。
- ウ. 本市は、介護支援専門員からの相談等にセンター及び給付適正化推進員が連携して対応していますが、在宅医療・介護連携や認知症対策等における支援の必要が高まっており、生活支援コーディネーターと連携した支援を充実する必要があります。

#### （２）留意事項

- ア. 高齢者の意思を尊重したケアマネジメントの実現には、地域の介護支援専門員の役割が極めて重要であることから、センターと給付適正化推進が連携して支援します。
- イ. 支援に当たっては、介護支援専門員の主体性に配慮した後方支援に努め、多職種協働による地域包括支援ネットワークや地域ケア会議を活用するほか、必要に応じて生活支援コーディネーターと連携し、新たな地域資源の活用も含めて対応を検討します。
- ウ. また、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的な支援に努めます。家

族や介護保険サービス事業者など高齢者を支える側の視点に偏らないよう、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう留意し、高齢者自身の意思を尊重したケアマネジメントの検討に努めます。

### (3) 業務内容

#### ① 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築

- ア. 地域の介護支援専門員や指定居宅介護支援事業所を日常的に訪問するなど、実態の把握や顔の見える関係づくりに努め、多職種協働による地域包括支援ネットワークづくりを行います。
- イ. 介護支援専門員が、地域における健康づくりや交流促進のためのサロン活動、高齢者クラブ活動、ボランティア活動等の介護保険サービス以外の様々な地域資源を活用できるよう、介護支援専門員によるネットワークづくりを支援します。

#### ② 総合相談支援事業の一環としての介護支援専門員に対する個別相談業務

- ア. 総合相談支援事業のうち、地域の介護支援専門員との連携や支援を要する案件については、介護支援専門員自身がより良い判断に到達できるよう、ケアプラン作成、日常のケアマネジメント、サービス調整、サービス担当者会議の開催、地域資源の活用等に対して、専門的な見地からの助言及び相談支援を行います。
- イ. 要介護認定の変更に伴い支援を要する案件に対しては、介護サービスに依存することなく多様な地域資源を活用した包括的な支援が行われるよう配慮します。必要により、生活支援コーディネーターと連携し多様な地域資源の活用を検討します。
- ウ. 特に、入院（所）・退院（所）時に支援を要する場合や家族との紛争等による困難案件に対する場合は、各専門職や地域関係者等と連携し、具体的な支援方針を検討し助言等を行います。また、大隅地域退院支援ルールの利用促進に取り組みます。
- エ. 日頃から、介護支援専門員が相談しやすい環境整備や信頼関係づくり、情報発信に努め、個別相談支援を通じて地域の介護支援専門員が抱える課題の把握に努めます。

#### ③ 介護給付費等費用適正化のためのケアプラン点検事例への助言及び支援

本市は、センター等と連携し介護給付等に要する費用の適正化のための事業（法第115条の45第3項第1号）の一環として通所介護事業所におけるケアプラン点検（地域ケア個別会議）を実施し、必要な助言等を行います。

#### ④ 介護支援専門員の実践力向上のための支援

- ア. 介護支援専門員の資質向上を図る観点から、地域の介護支援専門員のニーズや課題に合わせて、情報共有のための連絡会、困難事例等の研修会を開催します。開催に当たっては、企画段階から介護支援専門員の協力を得て、効果的な実施に努めます。
- イ. 介護支援専門員に対して、様々な機関が行う研修会等の情報提供を行います。

## 4. 介護予防ケアマネジメント事業

### (1) 概要と現状

- ア. 法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニの第 1 号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）は、同項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）のうち、施行規則 140 条の 62 の 4 第 2 号の厚生労働大臣が定める基準に該当する第 1 号被保険者（平成 27 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 197 号に定める基本チェックリストに該当する者。以下「基本チェックリスト該当者」という。）に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス（第 1 号訪問事業）、通所型サービス（第 1 号通所事業）、その他生活支援サービス（第 1 号生活支援事業）等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う業務です。
- イ. 本市は、平成 29 年度から総合事業を開始しましたが、十分な利用が進んでいません。

### (2) 留意事項

- ア. 当該業務は、第 1 号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものに限る。）と一体的に実施されるものであり、両事業に要する費用については、全て総合事業として一体的に賄われるものとし、具体的なケアマネジメントの実施方法については、「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第 1 号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」を参考とします。
- イ. 総合事業の利用を希望する基本チェックリスト該当者に対しては、センター及び本市が連携し、積極的に事業の利用を促します。
- ウ. なお、第 1 号介護予防支援事業の一部を指定居宅介護支援事業所に委託することは、包括的支援事業（センターの運営）全体の円滑な実施のため可能ですが、原則として行わないこととします。やむを得ず委託する場合は、指定介護予防支援事業の委託に準じ、「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第 1 号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」によることとします。

### (3) 関係例規

- ア. 介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第 1 号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」（平成 27 年 6 月 5 日老振発 0605 第 1 号厚生労働省老健局振興課長通知）
- イ. 介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて（平成 29 年 6 月 28 日老発 0628 第 9 号厚生労働省老健局長通知）

## 5. 在宅医療・介護連携推進事業

### (1) 概要と現状

- ア. 在宅医療・介護連携推進事業は、法第 115 条の 45 第 2 項第 4 号の規定により、医療に関する専門的知識を有する者が、介護サービス事業者、居宅における医療を提供する医療機関その他の関係者の連携を推進することにより、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、在宅医療と介護の一体的な提供により住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるようするものです。
- イ. 本市においては、センター業務を鹿屋市医師会が担うとともに、平成 28 年度から 29 年度まで、医療や介護等の関係者による地域包括ケア推進協議会を開催して連携に係る具体的対策を協議し、第 7 期計画に位置付けています。
- ウ. また、大隅地域においては、平成 30 年に大隅地域退院支援ルールが大隅地域振興局により策定され、今後の普及活用が求められています。

### (2) 留意事項

- ア. センターに「在宅医療・介護連携推進員」を配置し、医療機関や介護保険サービス事業者等の関係者において、切れ目のない在宅医療・介護連携の体制を構築します。
- イ. センターは、医療介護総合確保基金事業に基づく「在宅医療介護連携支援センター」としての機能を併せ持つことから、在宅医療・介護の連携が肝属地区で広域的に活用されるよう、大隅地域振興局及び近隣市町との連携に主体的に取り組みます。
- ウ. 地域包括ケア推進協議会は、地域包括ケア推進会議に引継ぎ、事業の進捗状況の確認、具体的対策の検討を行います。

### (3) 事業内容

#### ① 環境づくり

- ア. 7 期計画に基づき、在宅医療・介護連携推進員を中心として、センター及び医療・介護の関係事業者等と連携し、医療ニーズに対応した在宅ケアの充実を図り、急変時における医療と介護の受入体制づくり等に取り組みます。
- イ. 医療・介護多職種合同研修会を開催する等により、「大隅地域退院支援ルール」、鹿屋市医師会による「医療介護ネットワーク整備事業」、「情報提供カード」の普及定着に取り組みます。
- ウ. 出前講座を開催する等により、「救急医療情報キット」、在宅医療に関する「リーフレットやエンディングノート」、「急変・病態悪化時の処理・方針に関する同意書」の紹介を行い、在宅医療に関する市民の意識啓発に取り組みます。

#### ② 個別支援

- ア. 在宅医療・介護連携推進員は、総合相談支援事業の一環として、医療機関や介護支援専門員等の入退院支援など、在宅医療・介護連携に関する個別支援を行います。

社会的入院患者については、地域ケア個別会議の活用や生活支援コーディネーターとの連携等による退院支援に努めます。

イ. また、在宅看取りの拡充に向けて、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門三職種が連携して介護支援専門員の活動を支援します。

ウ. 日常的に医療機関や医師等を訪問するなどし、社会的入院患者の退院支援、在宅看取りに関する情報の共有や課題の把握に努めます。

### ③ 在宅医療介護連携支援センターとしての機能発揮

ア. 在宅医療介護連携支援センターは、肝属地区において在宅医療・介護連携を広域的に推進することを目指すもので、次に掲げる機能が発揮されるよう取り組みます。

a. 在宅医療介護連携支援センターの広報（リーフレット、ホームページ等）

b. 広域的体制の検討（地域ケア推進会議による検討）

c. 地域や関係者からの相談受付、情報提供、広域的連携による支援

d. 連携のための調整会議（センター連絡会）

## （４）関係例規

ア. 鹿屋市在宅医療・介護連携推進事業実施要綱（平成 27 年 9 月 25 日告示第 166 号）

イ. 死亡診断書記入マニュアル平成 18 年度版（厚生労働省大臣官房統計情報局及び医政局、財団法人医療研修推進財団）

ウ. 大隅地域退院支援ルール（平成 30 年 1 月 23 日大隅地域振興局）

## 6. 認知症施策推進事業

### （１）概要と現状

ア. 認知症施策推進事業は、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援、その他の認知症又はその疑いのある被保険者に対して総合的な支援を行うことにより、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるようするものです。

イ. また、平成 29 年度の改正道路交通法により、認知症が疑われる高齢者に医師の診断が義務付けられ、自動車運転免許証の返納等に係る相談の増加が見込まれます。

ウ. 本市は、平成 28 年度から認知症初期集中支援チームを設置するなどにより早期支援に努めていますが、今後の認知症高齢者の一層の増加を見込んで支援対象者の拡大を図る必要があり、対象者の掘り起こしを図るなど取組の充実が求められています。

### （２）留意事項

ア. 国の「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」の推進を念頭に置き、センターに認知症地域支援推進員を配置し、必要な施策を推進します。

- イ. 認知症地域支援推進員は、本市、鹿屋市医師会、社会福祉協議会等と連携し、地域における認知症の人と家族を支える仕組みづくりに取り組み、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ります。
- ウ. 特に、様々な機会を活用し、初期の認知症の人及び認知症が疑われる人並びにそれらの家族を早期に把握し、認知症初期集中支援チーム等による支援の充実を図ります。
- エ. また、本市及び関係者と連携し、認知症の正しい知識の普及と啓発に関する活動に取り組み、地域における認知症の人の見守り体制の構築・強化を推進します。

### (3) 事業内容

#### ① 認知症の正しい知識の普及と啓発

- ア. 地域住民に対して認知症の正しい知識や理解のための啓発活動を行うため、全国キャラバン・メイト連絡協議会等との連携による認知症サポーター養成講座の開催や認知症ケアパス（改訂版）の活用に取り組みます。
- イ. 介護保険サービス事業所等と連携し、認知症高齢者やその家族等の身近な相談窓口としての「オレンジのまど」の周知を行うとともに、「オレンジカフェ」や「徘徊模擬訓練」等の啓発活動の開催を支援することにより、地域における身近な交流や相談の窓口を確保します。
- ウ. また、センターが自らオレンジカフェや認知症徘徊模擬訓練等を開催するなど、様々な機会を活用した啓発活動に取り組みます。

#### ② 認知症の人とその家族に対する支援

- ア. 総合相談支援業務等を通じて、認知症に関する相談を受けたときは、かかりつけ医や認知症疾患医療センターと連携し早期受診を促します。必要により、認知症初期集中支援チームに引き継ぎます。
- イ. また、認知症の人とその家族が、地域で安心して暮らせるよう、センター内の専門三職種、医療機関、地域の関係者、介護支援専門員、生活支援コーディネーター等が連携し、具体的な支援方針を検討し支援を行います。
- ウ. 若年性認知症の人に対しては、本市保健福祉部内の関係課と連携し、本事業による支援を行います。

#### ③ 認知症初期集中支援チームの設置及び運営への支援

- ア. 本市は、次表により認知症初期集中支援チームを設置します。
- イ. センターは、認知症初期集中支援チームの運営支援を担い、訪問チェック表 (DASC・Zarit・DBD) を用いた認知症の程度等の情報収集、評価資料の作成と会議への提出、チーム会議に基づく医療機関受診や介護サービス利用の勧奨や家族支援等の支援、モニタリング票による結果の評価、主たる支援者への連絡引継ぎ等を担います。
- ウ. 本市は、認知症疾患医療センターや認知症サポート医等により構成する認知症初期集中支援チーム検討委員会を設置し、認知症初期集中支援チームの活動に関する方



針の決定、評価、助言、認知症高齢者や家族の支援方策の検討等を行います。

構成	認知症サポート医、認知症地域支援推進員
目的	a. 支援の可否 b. 支援対象者の観察と評価に基づいた支援内容の決定、役割分担 c. 支援終了の決定
開催数	5月～翌2月の各月2回
協議件数	1回当たり原則として2件（継続協議のときは6か月を上限とする。）
協議時間	1件当たり30分以内
会場	認知症サポート医が指定する場所
対象者	支援が必要と認めるもの
報酬	認知症サポート医のみ有償

#### (4) 関係例規

- ア. 鹿屋市認知症地域支援・ケア向上推進事業実施要綱（平成27年6月25日告示第131号）
- イ. 鹿屋市認知症初期集中支援推進事業実施要綱（平成28年4月1日告示第 号）

## 第4章 指定介護予防支援事業の実施方針

### (1) 概要と現状

- ア. 指定介護予防支援事業は、介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整などを行うものです。
- イ. 指定介護予防支援の業務は、センターが行う業務とされており、法第115条の22の規定に基づき、市町村の指定を受ける必要があります。
- ウ. なお、第一号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものに限る。）は、法第115条の45第1項第1号ニに基づき、居宅要支援被保険者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス（第1号訪問事業）、通所型サービス（第1号通所事業）、その他生活支援サービス（第1号生活支援事業）等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う事業です。
- エ. この第1号介護予防支援事業と指定介護予防支援は、制度としては、包括的支援事業とは別のものですが、その実施に当たっては、共通の考え方に基づき、一体的に行われるものとされています。
- オ. 本市の要支援者は、サービス利用者の要介護度が全国と比べて重度化しており、一人当たり給付費が高いことにより総合事業の事業費が上限額に迫るなど、介護予防ケアマネジメントの取組み効果が十分に表れておらず、対策の充実が求められています。

### (2) 留意事項

- ア. 指定介護予防支援事業の実施に当たっては、自立支援、重度化防止に資するとともに、総合事業や生活支援体制整備事業を活用して給付費を抑制するなど、介護予防ケアマネジメントの適正化に取り組みます。
- イ. 介護予防・生活支援サービス事業（第1号介護予防支援事業）の利用を希望する方には、センター又は本市介護保険係が本人に対して基本チェックリストにより確認し、給付管理係又は地域包括ケア推進室による認定（保険証交付）、センターへの引継ぎを行います。
- ウ. 指定介護予防支援事業又は第1号介護予防支援事業の実施に当たっては、「鹿屋市ケアマネジャー業務ガイドライン（仮称）」に基づき、管理者の管理のもと、チームアプローチによる取組、PDCAサイクルに基づく結果の評価、対策の検討を行います。
- エ. 新規の要支援者は、本所において取り扱うこととし、必要な計画の作成を行います。また、必要に応じて、市は保健師等の専門職による支援・協力を行います。

- オ. 指定介護予防支援事業の一部は、指定居宅介護支援事業所に委託することが可能ですが、委託する場合、設置運営通知により求められている次の事項に留意します。
- a. 委託について、運営協議会の議決を経ること。
  - b. 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「指定介護予防支援基準」という。）第 30 条に規定するアセスメント業務、介護予防サービス計画の作成業務等が一体的に行われるよう配慮すること。
  - c. 委託先の指定居宅介護支援事業者が、指定介護予防支援業務に関する研修を受講する等必要な知識・能力を有する介護支援専門員が従事する事業者であること。
  - d. 指定介護予防支援業務に係る責任主体はセンターであり、委託を行った場合であっても、委託先の指定居宅介護支援事業者が介護予防サービス計画の原案を作成する場合には、当該計画が適切に作成されているか、内容が妥当か等の確認を行うこと。
  - e. 委託先の指定居宅介護支援事業者が評価を行った場合には、当該評価の内容について確認を行い、今後の介護予防支援の方針等を決定すること。
  - f. 委託料については、介護予防サービス計画費、指定居宅介護支援事業所への委託範囲を勘案して、業務量に見合った適切な額を、センターが指定居宅介護支援事業所との契約において設定すること。
  - g. 委託にあたっては、正当な理由なしに特定の指定居宅介護支援事業者に偏らないよう構成・中立性の確保に努め、委託先の業務に支障の無い範囲で委託すること。
- エ. 地域ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年 5 月）に伴い、「鹿屋市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」が改正されており、主な改正事項である障がい者に関する指定特定相談支援事業者との連携、サービス担当者会議における利用者や家族の参加のほか、入院、服薬、口腔、介護予防サービス計画の状況に関する医師、歯科医師、薬剤師等との連携に留意します。

### （3）関係例規

- ア. 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）
- イ. 鹿屋市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 26 年 12 月 18 日条例第 31 号）
- ウ. 鹿屋市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成 29 年 1 月 1 日告示第 号）
- エ. 鹿屋市健康づくり条例（平成 28 年 3 月 23 日条例第 7 号）

## 第5章 生活支援体制整備事業の実施方針

### (1) 現状と課題

- ア. 生活支援体制整備事業は、法第115条の45第2項第5号の規定により、地域における自立した日常生活の支援、要介護状態となることの予防又は要介護状態の軽減、悪化の防止に係る体制の整備を促進することにより、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるようするものです。
- イ. 本市は、その重要な役割を担う生活支援コーディネーターについて、市全域を担当する第一層生活支援コーディネーターを1名、日常生活圏域を担当する第二層生活支援コーディネーターを各1名以上配置します。
- ウ. 生活支援コーディネーターは、高齢者や家族を支える多様な地域資源を発掘、開発し、多職種協働による地域包括支援ネットワークを通じて支援を要する高齢者等に様々な生活支援をマッチングするとともに、高齢者の社会参画を促し地域と人とを結び付けるコミュニティ・ソーシャルワーカーとしての役割を担います。また、それぞれの担当圏域において、地域資源の充実を推進するための協議体を設置運営します。
- エ. 本市は、協議体を通じて本市が実施すべき地域づくり等の施策の提言を受けたときは、地域活力推進課、福祉政策課、安全安心課等の関係課と連携してその実現に努めるとともに、日常生活圏域ニーズ調査等の結果を踏まえて次期介護保険事業計画に位置づける等の対応に努めます。
- オ. 生活支援コーディネーターの配置から2年がたち、それぞれの力量も向上し、活動の方向性も明らかになりつつありますが、地域ごとの取組格差も見られます。今後は、生活支援コーディネーターの活動環境を整え、個別支援目標の達成に向けた取組を促すことにより地域支援につなげることを求められています。

### (2) 運営主体・留意事項等

- ア. 包括的支援事業の一環である生活支援体制整備事業(法第115条の45第2項第5号)は、法第115条の47第1項の規定、鹿屋市生活支援体制整備事業実施要綱、生活支援体制整備事業委託仕様書等により、社会福祉協議会に委託して行います。
- イ. 生活支援コーディネーターは以下により配置し、活動日時はセンターの窓口開庁時間と同一とします。

名称	運営主体	所在地	担当圏域
第1層	社会福祉協議会	鹿屋市大手町1-1	鹿屋市全域
第2層	日常生活圏域の社会福祉法人等	運営主体の事務所所在地	日常生活圏域

### (3) 第二層生活支援コーディネーターの業務

#### ① 情報収集とネットワークの構築

- ア. 町内会、高齢者クラブ、サロン、介護保険サービス事業者等の団体と連携し、その活動に参加する等により、高齢者や家族の課題、支援を要する高齢者等を支える地域資源等の情報収集に取り組みます。情報収集に当たっては、生活上の課題や他者に対して支援できる事項を個別に聞き出すワークショップの方法を活用します。
- イ. 地域資源となる関係者と、多職種協働による地域包括支援ネットワークづくりに取り取り組むとともに、地域資源リストやマップの作成更新、公表を行います。

#### ② 高齢者の社会参画のための周知啓発と支援

- ア. 前項の機会を活用するほか、単位高齢者クラブ等に対する出前講座やセミナーの開催等を通じて、高齢者が地域で支えあう取組の必要性を啓発します。
- イ. また、高齢者の社会参加を促すため、シルバー人材センター、高齢者クラブ、町内会、サロンと連携し、高齢者がこれらの団体や活動に参画し、又は新たなサロンを形成して活動に参加するよう啓発します。
- ウ. 高齢者に、社会参加に関する助言を求められたときは、対象団体の紹介や引継ぎなど必要な助言及び支援を行います。
- エ. 平成 30 年度開始の新しい一般介護予防支援事業を活用し、新たなサロンの形成と自立のための支援に取り組みます。サロンは、日常生活圏域あたり新たに2つを育成し、既存サロンからの転換も含めた運動サロンを新たに4つ育成することを目指します。

#### ③ 総合相談支援事業等によるマッチングと地域資源の開発

- ア. 高齢者等からの相談、センターからの依頼により、地域の支え合い（インフォーマルサービス）により支援を要すると認められるときは、支援を要する人のニーズと地域資源のマッチングを図り、必要な支援環境が整うよう取り組みます。
- イ. 必要により地域ケア個別会議を活用するとともに、支援を要する高齢者を支える地域資源が不足しているときは、第二層協議体を活用するなどにより、新しい地域資源の開発に努めます。

#### ④ 第二層協議体の設置と第一層協議体への報告

- ア. 担当地区において協議体を設置し運営します。協議体の委員は、福祉関係者、関係行政機関の職員、その他必要と認める者により、生活支援コーディネーターが委嘱します。
- イ. 協議体は、生活支援コーディネーターを議長として次の事項について報告又は協議し、情報の共有、新たな地域資源の開発に関する第一層協議体への報告を行います。
  - a. 情報収集のためのワークショップの開催数及び参加者数
  - b. 周知啓発のためのセミナーや出前講座の開催数及び参加者数
  - c. 高齢者の社会参画のための新たなサロン、運動サロンの形成数及び参加者数

- d. 相談対応件数、マッチング数及び新たに開発した地域資源
- e. 不足している地域資源及びその開発に必要な施策

#### (4) 第一層生活支援コーディネーターの業務

##### ① 第二層生活支援コーディネーターの支援

- ア. 生活支援体制整備事業を総括し、第二層の生活支援コーディネーターの活動計画の作成、地域づくり等の活動の支援を行います。
- イ. 効果的な活動に資するため、全ての生活支援コーディネーターが参加し、活動方針や活動状況、課題等の確認、情報の共有を行う連絡会議を毎週1回開催するとともに、月毎に本市に実績を報告します。
- ウ. 第二層生活支援コーディネーターが取りまとめた地域資源リストやマップを集約し、様々な関係者が共有できるよう周知します。

##### ② 社会福祉協議会等との連携

- ア. ドライブサロン等の地域資源の開発に関する知見や取組実績を持つ社会福祉協議会のほか、関係機関との連携に努めます。
- イ. 本市が社会福祉協議会に委託して実施する「我が事・丸ごと地域づくり推進事業」のほか、「地域サロン推進事業委託」「高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業委託」を活用し、第二層生活支援コーディネーターの活動を支援し、ふれあい・いきいきサロンや運動サロンなど、高齢者を支える新たな地域資源づくりを行います。
- ウ. また、「元気度アップ・ポイント事業委託」や「高齢者生きがい対応型デイサービス事業」を活用し、高齢者の社会参加を促します。
- エ. 社会福祉法第24条第2項により、平成28年度から、社会福祉法人は地域における公益的な取組の実施を求められており、こうした取組を行う社会福祉法人との連携も図り、新たな地域資源づくりに取り組みます。

##### ③ 第一層協議体の設置と政策の提言

第一層協議体を設置運営し、次に掲げる事項を、本市に報告又は提言します。なお、当面の間、第一層協議体は地域包括ケア推進協議会と兼ねて開催し、委員は本市と第一層生活支援コーディネーターが協議して委嘱します。

- a. 地域資源の開発、ネットワークの構築、マッチング支援を図る上で本市が実施すべき施策
- b. 本市が平成30年度以降に導入すべき総合事業の緩和型サービスについて、地域の多様な担い手を主体としたサービスの開発に資する施策

#### (5) 関係例規

- ア. 鹿屋市生活支援体制整備事業実施要綱（平成28年3月31日告示第74号）

別記「鹿屋市地域包括支援センター評価表（案）」

鹿屋市地域包括支援センター評価表

基準日	平成 年 3 月 1 日
作成日	平成 年 3 月 日
適用	Aできている B一部できている Cできていない
評価者	一次評価：受託者 二次評価：鹿屋市

本方針区分	章項	評価項目	評価の視点	一次評価	二次評価
基本方針	1-1(1)	方針の共有	本方針及び事業計画が理解され、関係者との連携が適切に行われている。		
	1-1(6)	公平・中立性	サービス事業者等の紹介が適切に行われ、公平・中立性が確保されている。		
実施方針	2-183)	窓口体制	開庁日時、休日夜間における総合相談の窓口体制が適切に確保されている。		
	2-2(1)	職員体制	センターにプロパーの専門職種が適切に配置されている。		
	2-2(1)	チーム対応	ミーティングを定期的に行うなど、チームで業務に当たっている。		
	2-2(1)	研修	職員に対する職場内、職場外の研修機会が確保されている。		
	2-3(2)	ネットワーク	高齢者クラブ等の既存活動を活用し、ネットワークの構築が行われている。		
	2-3(2)	ネットワーク	把握した地域資源をマップやリストに整理し、適切に管理・共有されている。		
	2-4(3)	地域ケア会議	積極的に活用され、適切な支援、支援に対する進行管理が行われている。		
	2-4(3)	地域ケア会議	把握された課題が地域ケアふれあい会議に適切に報告されている。		
総合相談	3-1	ワンストップ	緊急性の有無、主訴以外の課題の判断を踏まえ、親切丁寧、迅速、ワンストップの対応が行われている。		
	3-1	サブセンター	身近な窓口としてサブセンターが機能し、適切に連携されている。		
	3-1	記録	全ての相談内容が適切にほのぼのに記録され、進捗管理されている。		
	3-1	困難事例	困難事例等はケースカンファレンスを開催する等、適宜関係機関と連携し、支援の方向性を検討している。		
	3-1	専門的・継続的支援	専門的継続的な支援が必要な場合は、関連業務への引き継ぎ、地域ケア個別介護の活用、定期的なモニタリングなどが行われている。		

権利擁護	3-2	啓発	様々な機会を活用し啓発に努めている。				
	3-2	支援	成年後見制度や消費生活センターの活用など、支援が適切に行われている。				
	3-2	虐待対応	虐待の相談、早期発見に取り組み、虐待が発見されたときは、実態の把握、安全の確保、市への報告が迅速に行われている。				
ケアマネジメント支援	3-3	介護支援専門員の支援	相談窓口を確保し、必要な助言指導、情報提供や研修の実施、同行訪問、サービス担当者会議等の支援を行っている。				
介護予防マネジメント	3-4	適切な利用促進	基本チェックリスト該当者の利用が適切に促され、自立支援に資するケアマネジメントが行われている。				
在宅医療・介護連携	3-5	受け皿づくり	入退院時の連携のための退院支援ルールの周知、活用、普及に努めている。				
	3-5	入退院等支援	医療機関等の日常的な連携に努め、在宅看取りの支援が行われている。				
認知症施策	3-6	認知症の啓発	市民の理解を得られるような情報提供や学習機会を提供している。				
	3-6	認知症の支援	相談内容に応じて専門医・専門機関の情報を提供し、認知症初期集中支援チームに引き継ぐなど、早期発見・対応に向けた支援をしている。				
指定介護予防支援	4	アセスメント	要介護認定率の改善のため、総合事業の適切な活用が行われている。				
	4	介護予防サービス計画	自立支援による要介護度改善、日常生活支援の活用による給付費適正化を目指した適切な介護予防ケアプランの作成、評価が行われている。				
仕様書	5(1)	手続き・報告	設置の手続き及び報告が期日までに適切に行われている。				
	5(5)	広報	分かりやすい看板や案内表示が掲示され、パンフレット・チラシの配布、ホームページ、出前講座の開催等によりセンター活動が周知されている。				
	5(5)	苦情対応	対応、対策の検討と共有、市への報告が適切に行われている。				
	5(7)	財産の使用	必要な機器等を確保し、貸与財産を含めて適切に管理使用されている。				
	5(6)	情報管理	個人情報の同意取得が行われ、管理が適切に管理されている。				
	5(9)	会計処理	金銭の管理が適切に行われ、支払い等の業務が適切に行われている。				
	6	市への協力	在宅医療・介護連携、認知症施策、介護給付適正化等に関する本市の事業との連携や協力が適切に行われている。				



## 参考 1 「鹿屋市地域包括支援センター業務委託仕様書（案）」

以下のとおり委託業務に関して必要な事項（以下「本仕様書」という。）を定める。

### 1. 委託業務名

委託業務（介護保険法）		本市事業名
包括的支援事業 （第 115 条の 45）	第 1 号介護予防支援事業（第 1 項第 1 号二）	地域包括支援センター業務委託
	総合相談支援業務（第 2 項第 1 号）	
	権利擁護業務（第 2 項第 2 号）	
	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（第 2 項第 3 号）	
	在宅医療・介護連携推進事業（第 2 項第 4 号）	
	在宅医療・介護連携推進業務委託	
	認知症総合支援事業（第 2 項第 6 号）	認知症初期集中支援推進業務委託
第 115 条の 48（会議の設置及び運営に係る業務）		地域ケア会議推進業務委託

### 2. 業務委託期間

平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

### 3. 履行場所

鹿屋市地域包括支援センター内（鹿屋市吾平町麓 51 番地 1）とする。なお、日常生活圏域毎に身近な相談窓口としてのサブセンターを設置する。

### 4. 業務の目的、準拠法令、業務の基準、業務の内容等

平成 30 年度鹿屋市地域包括ケアシステム構築方針（以下「方針」という。）による。

### 5. 受託者の責務

#### （1）設置の手続き及び報告

手続名	内容	時期
包括的支援事業の実施の届出	法第 115 条の 46 第 3 項の規定により、厚生労働省令で定める事項を届け出る。	平成 28 年
指定介護予防支援事業者の指定の申請	法第 115 条の 22 第 1 項の規定により申請する。	平成 28 年 2 月 29 日申請、4 月 1 日指定（6 年間有効）
年間計画書の提出	本仕様書に基づく年間計画を提出する。	4 月 1 日
事業活動実績報告の提出	本仕様書に別に定める実績を提出する。	当該月の翌月 10 日（休日のときは翌平日）まで
実績報告書の提出	委託期間が完了したとき提出する。	業務完了後速やかに
収支決算書の提出	委託期間が完了したとき提出する。	業務完了後速やかに
職員名簿の提出	全職員の履歴書と資格確認書類の写しを添えて提出する。	最初の委託契約の日又は職員の異動があったとき

## (2) 職員の確保

- ア. 事業を適切に実施するため、施行規則第 140 条の 66 第 1 号イ、指定介護予防支援基準第 2 条の規定により、表に掲げる職員を配置する。
- イ. サブセンターも含めて、職員は受託者が雇用するプロパー職員とする。総合相談支援業務のブランチとしての業務を他の法人に協力依頼するときはこの限りでないが、やむを得ず、センターの職員を他の法人等から出向により確保するときは、センターの公正・中立性、専門性が確保されるよう十分に留意すること。
- ウ. 職員は、事務補助員を除いて全て常勤とし、担当業務の専任とする。ただし、本来の業務に支障がない範囲で指定介護予防支援業務を兼務することは構わない。
- エ. 職員が退職、育児休暇又は 90 日以上の病気休暇を取得するときは、速やかに代替職員を補充する。

業務	職	人数	備考	
管理業務	総括責任者	1 人	センター長兼管理者を担い、配置職員の統括及び適正な業務指導を行うことができる者	
	事務職員	1 人		
	事務補助員	1 人	(月 15 日非常勤の場合 2 名)	
包括的支援業務	専門職種	保健師又はこれに準ずる者	6 人	これに準ずる者とは、地域ケア・地域保健等に関する経験のある看護師(准看護師除く。)
		社会福祉士又はこれに準ずる者	5 人	これに準ずる者とは、福祉事務所の現業員等の経験が 5 年以上又は介護支援専門員の業務経験が 3 年以上あり、かつ高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に 3 年以上従事した経験を有する者
		主任介護支援専門員	5 人	「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成 14 年 4 月 24 日付老発第 0424003 号厚生労働省老健局長通知) に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者
	その他	在宅医療・介護連携推進員	1 人	看護師及び介護支援専門員の資格と実務経験を有する者又は介護に関する知識を有する者
		認知症地域支援推進員	2 人	認知症ケア専門士又は社会福祉士の資格を有する者又はこれに準ずる資格を有する者
指定介護予防支援業務		1 人以上	保健師、介護支援専門員、社会福祉士、経験ある看護師、高齢者保健福祉に関する相談業務に 3 年以上従事した社会福祉主事等、都道府県が実施する介護予防支援に関する研修を受講する等、介護予防支援に必要な知識及び能力を有する者(指定介護予防支援基準第 2 条)	
合計		23 人以上		

### (3) 24 時間体制の確保

- ア. 開庁時間をとおして電話及び来客等による相談に対応できる窓口体制を確保する。なお、休日にセンター及びサブセンター事業を実施することは差し支えない。
- イ. 休日及び夜間等の緊急の相談に備えるため、電話等による休日を含めた 24 時間対応が可能な連絡体制を確保する。また、地域資源を十分に活用し、鹿屋市や関連機関等との連絡体制を協議の上、緊急時に対応できる体制を整備する。

### (4) 広報・広聴

#### ① 広報活動

- ア. センターの活動等を紹介するホームページを開設し、定期的な更新に努めるなど情報発信に努める。ホームページは鹿屋市ホームページと相互リンクする。
- イ. センターを紹介するチラシの作成配布など、様々なメディアを用いた広報に努める。

#### ② 広聴活動（苦情対応）

- ア. 苦情を受けたときは、その内容及び対応等を文書により速やかに本市に提出する。本市が、センターに対する苦情を受けたときは、同様にセンターへ文書を提出する。必要により苦情に対する対応をセンター及び本市で協議し、解決及び再発防止の取組を行う。

### (5) 秘密の保持

- ア. 個人情報、関係法令、条例等を遵守し、厳重に取り扱うとともに、その漏洩がないよう十分配慮すること。
- イ. 各事業の実施に当たり、個人情報の活用を図る必要があるときは、あらかじめ本人から個人情報を目的の範囲内で利用することに同意を得る。
- ウ. センター業務の実施にあたり知り得た、本市の未決定及び未公表の計画、事業、予算等は守秘義務の対象である。

### (6) 財産の使用

#### ① センター施設及び設備

- ア. センター業務を実施するため、次に掲げる財産を貸与する。なお、宅地、建物の管理は本市が行い、受託者は、建物の鍵の開閉や清掃など通常の維持管理に協力する。

センター 吾平町麓 51 番地 1	宅地	664.77 m <sup>2</sup>
	職員用駐車場	24 台分
	建物（鉄筋コンクリート造平屋建）	332.00 m <sup>2</sup>
	執務スペース	鹿屋市が指定する箇所
	研修室・書庫・トイレ等の設備	鹿屋市と共用
	机・椅子	24 組

## ② 電気機器・業務用車両

- ア. センターの業務を実施するため、次に掲げる電気機器及び車両を貸与する。
- イ. 電気機器の運用に当たっては、「地域包括支援センター支援システムネットワーク運用規約」のほか関係例規を遵守し、従事者へのID付与及び使用状況の記録を行い、ファイルの保管やシステムの閲覧制限などセキュリティ管理に十分留意する。
- ウ. 車両の使用に当たっては、道路交通法等の関係法令を遵守する。

電気機器	地域包括支援センター支援システム「ほのぼの」	一式	
	ほのぼの用端末（センター用）	10台	
	ほのぼの用端末（サブセンター用）	9台	
	プリンター兼FAX	1台	
	業務用端末・ソフトウェア	16台	受託者が準備する。
	インターネット接続環境・セキュリティ対策	一式	受託者が準備する。
	プリンター	3台	受託者が準備する。
	電話回線	3本	受託者が準備する。
	電話機	7台	受託者が準備する。
	24時間対応携帯電話	8台	受託者が準備する。
車両	軽自動車（乗用）	12台	受託者が準備する。

## ③ その他留意事項

- ア. 財産は、業務以外の用途に用いてはならない。
- イ. 受託者が、本市の財産を破損したときは、本市に速やかに報告し、その指示に従う。
- ウ. センター職員が使用する机・椅子、電気機器、車両等の財産の管理は受託者が行う。

## (7) 事業活動実績報告

- ア. センターが対応した全ての相談案件について、表に掲げる事項を包括的支援事業の事業活動実績報告として計上し本市に提出する。
- イ. 相談案件のうち、介護予防ケアマネジメント事業など、他の事業に関する処理を行ったときは、当該事業において詳細を報告し、複数の事業に該当するときは、主たる事業において報告する。単位は「人」とし、高齢者の性別、年代別及び世帯構成別の属性内訳のほか、原因別の内訳、及びそれぞれの延べ件数を添える。個々の相談及び対応の状況は、高齢者ごとに「ほのぼの」に記録する。
- ウ. 高齢者等に対する出前講座を開催したときは、開催件数、内容、出席者数を報告する。

相談者数	経路別			方法別			属性別			原因別	処理別				専門的支援の内数					地域ケア会議	
	センター	サブセンター	その他	電話	来所面接	訪問面接	性別	年代	世帯構成		傾聴	指導助言	引継	支援	指定介護予防支援	権利擁護	包括的・継続的ケアマネジメント	在宅医療連携	生活支援		認知症

- エ. 包括的、継続的ケアマネジメント支援業務の一環として、介護支援専門員に対する連

絡会、研修会を開催したときは、開催件数及び出席者数を報告する。また、入退院、在宅看取り、その他包括的支援事業に関する支援を行ったときは、その内容、件数等を報告する。

オ. 認知症施策推進事業の一環として、オレンジカフェや認知症徘徊模擬訓練の支援又は開催を行ったときは、件数及び参加者有数を報告する。

## (8) 会計処理等

ア. 受託者は、会計処理を適切に行う。委託料の積算にあたっては必要経費を見積根拠に基づき積算し、その妥当性の判断を含めて計上する。

イ. 受託者は、事業の実施における賠償責任保険に加入し、業務実施において第三者への賠償責任を負ったときは、保険により対応する。これを超える賠償責任は、本市が負担するが、受託者又は職員の過失、瑕疵によるときはこの限りでない。

## 6. 鹿屋市の事業への協力

### (1) 介護給付適正化事業

ア. 本市が行う、要介護認定、ケアマネジメント、介護事業サービスの適正化に関する介護給付適正化事業について、センターは、その趣旨を理解し、必要な協力を行う。

イ. ケアマネジメントによる適切なサービスの活用による利用者の満足度向上、要介護認定率と平均要介護度の改善を目指すため、介護支援専門員研修会とケアプラン点検の開催を充実する。

センターは主任介護支援専門員等を会議等に派遣し、必要な助言を行うとともに、包括的・継続的ケアマネジメント支援を要するときは、担当介護支援専門員に対する助言指導を引き継ぐ。

ウ. 介護支援専門員研修など、本市が主催する研修会について、企画、開催準備、開催等について可能な協力を行う。

### (2) 認知症対策の充実に向けた取組等

#### ① 認知症サポーターの養成等

本市は、認知症の正しい知識をもち、認知症の人や家族を応援する市民を養成するため、全国キャラバン・メイト連絡協議会等と協力して次の事業を開催する。センターは、その運営支援のための職員の派遣、参加者の確保等の協力を行うこと。

a. 認知症サポーター養成講座

b. キャラバン・メイト養成講座の開催

c. 徘徊模擬訓練など認知症の正しい知識の普及、啓発と予防に関する活動

## ② 地域包括ケア推進（認知症）サポートワーカーの養成

本市は、認知症の人やその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための身近な相談窓口を市内各地に開設し、認知症の人や家族、地域住民、医師や介護職等の専門職が集まり、理解を深める機会づくりを行うための次に掲げる事業を、大隅地域介護事業所連絡会と協力して実施する。センターは、その運営支援のための職員の派遣、参加者の確保等の協力を行う。

- a. 地域包括ケア推進（認知症）サポートワーカーフォローアップ講座（仮称）
- b. サポートワーカー、所属介護保険サービス事業者によるオレンジのまどの設置
- c. オレンジのまどによるオレンジカフェの開催

## （3）域密着型サービス事業所運営推進会議

法第 85 条等の規定に基づき地域密着型サービス事業所が実施する運営推進会議に参加する。出席する運営推進会議の場所及び件数は、本市と受託者が協議して定める。

## （4）台風等の災害発生における支援

本市は、台風等の災害発生時における高齢者への支援体制を充実することを目指し、次に掲げる取組又は検討を行う。センターは、センターが把握している要支援者への災害前後の声かけ等に取り組むとともに、市の取組に必要な協力を行う。

要支援者の把握	安全安心課「避難行動要支援者台帳」等、関係者が有する要支援者情報の集約、整理、更新、共有のほか、関係者の役割分担のあり方を検討する。
事前の注意喚起	介護保険サービス事業者への情報提供及び助言のほか、高齢者等訪問給食サービス事業や見守り協定等を活用した高齢者への訪問指導を充実する。
被災情報の共有	高齢福祉課による被災情報の収集と介護保険サービス事業者等への情報提供を充実する。
事後の安否及び要支援者の確認	民生委員や町内会長からの情報提供に加え、高齢者等訪問給食サービス事業等により、安否確認と支援を要する高齢者の情報収集を行う。また、被害の大きい地域においては、要支援高齢者を訪問し情報の収集を行う。
個別支援の実施	要支援高齢者に対して、鹿屋市高齢者在宅生活支援措置事業を活用した一時保護、保健師等の訪問による健康指導等に早期支援に取り組む。

## （5）平成 30 年度鹿屋市年間スケジュール（案）

月	日・各種協議会	日・その他事業等
4		26・27 在宅福祉アドバイザー研修会
5	16 認知症初期集中支援チーム検討委員会 (第 1 回)	

月	日・各種協議会	日・その他事業等
	18 地域包括支援センター運営協議会（第1回・兼地域ケア推進会議・第一層協議体）	
6	7 地域密着型サービス運営協議会（第1回）	1 高齢者虐待等防止ネットワーク推進協議会 16・17 地域包括ケアサポートワーカー養成研修（第1回・第2回） 23 介護支援専門員研修会（第1回）
7	6 高齢者保健福祉推進協議会（第1回）	14 地域包括ケアサポートワーカー養成研修（第3回） 27 ケアプラン点検（第1回） 28・29 地域包括ケアサポートワーカー養成研修（第4回・第5回）
8	2 地域密着型サービス運営協議会（第2回）	18・19 地域包括ケアサポートワーカー養成研修（第6回・第7回）
9		28 ケアプラン点検（第2回）
10	5 高齢者保健福祉推進協議会（第2回） 12 認知症初期集中支援チーム検討委員会（第2回）	
11	2 高齢者保健福祉推進協議会（第3回）	24 介護支援専門員研修会（第2回） 30 ケアプラン点検（第3回）
12		15 地域包括ケアサポートワーカー養成研修（フォロー）
1		25 ケアプラン点検（第4回）
2	1 高齢者保健福祉推進協議会（第4回） 21 地域包括支援センター運営協議会（第2回・兼地域ケア推進会議・第一層協議体）	
3	6 認知症初期集中支援チーム検討委員会（第3回）	

## 参考 2 「生活支援体制整備事業委託仕様書（案）」

### 1. 委託業務名

鹿屋市生活支援体制整備事業委託

### 2. 業務委託期間

締結契約日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

### 3. 業務の目的等

業務の目的、準拠法令、業務の基準、業務の内容等は、鹿屋市高齢者保健福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画（以下「第 7 期計画」という。）及び鹿屋市地域包括ケアシステム構築方針（以下「方針」という。）による。

### 4. 受託者の責務

- ア. 本市に第一層生活支援コーディネーター 1 名、管理者 1 名を配置するとともに、日常生活圏域毎に第二層生活支援コーディネーター 1 名、管理者 1 名を配置する。
- イ. 各生活支援コーディネーターは、地域包括支援センターの専門三職種に適合する常勤職員で、居住地域の町内会に加入し活動するなど市民活動への理解があり、チームの指導の経験がある者を充て、原則として当該業務の専任とする。
- ウ. 第一層生活支援コーディネーターは、第二層生活支援コーディネーターを統括し、その活動を支援し、第一層協議体の設置運営等の業務を担う。
- エ. 第二層生活支援コーディネーターは、地域の支え合い（インフォーマルサービス）により支援を要すると認められる高齢者の相談や地域包括支援センター等から依頼に対して、支援を要する高齢者のマッチングやサロン等の地域資源の開発、第二層協議体の設置運営、地域ケアふれあい会議への出席等の業務を担う。
- オ. 管理者は、コーディネーターの活動を総括し、地域ケア推進会議や研修会にコーディネーターを出席させ、コーディネーターが不在の場合は引継ぎを行う等により、業務が適切に実施できるよう必要な支援及び措置を行う。
- カ. 受託者は、サブセンターの開庁日時においてコーディネーターが活動できるよう、執務室、通信手段等の必要な環境を確保する。

### 5. 事業活動状況報告書の記載事項等

- ア. 協議体の開催数、新たに形成したサロンや運動サロン等の地域資源の数と参加者数、総合相談支援事業によるマッチング支援数、地域ケア会議の主催開催数と出席数を本市に報告する。